

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市特定消防施設撤去事業
補助の区分	事業補助
補助の概要	佐渡市内の各集落が所有又は管理している火の見やぐら、ホース乾燥塔、機械器具置場、防火用水槽及びサイレン塔(「特定消防施設」)を、佐渡市消防団の組織再編に伴い、不要となった特定消防施設の解体撤去費用の集落負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	佐渡市内の各集落
補助対象経費	特定消防施設の解体撤去工事にかかる費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	限度額50万円
	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	7/10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 長年、地区に負担を強いてきた部分からも、集落の撤去事業への費用負担軽減を図るため、7/10以内の補助とする。
数値目標等	A 数値化
	○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 集落の予算の都合上、実施できない場合もあるため。
補助制度開始	H30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 特定消防施設が在する集落に、補助金交付要綱廃止後の撤去は全額集落負担となることを十分説明して、補助金活用希望の意向調査を実施する。
事業担当	(担当部署) 消防本部 施設・装備係
	(電話番号) 0259-51-0122